【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年６月27日
【会社名】	株式会社ＫＡＤＯＫＡＷＡ
【英訳名】	KADOKAWA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　夏野　剛
【本店の所在の場所】	東京都千代田区富士見二丁目13番３号
【電話番号】	０３（５２１６）８２１２（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員　CFO　安本　洋一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区富士見二丁目13番３号
【電話番号】	０３（５２１６）８２１２（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員　CFO　安本　洋一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【提出理由】

2022年６月24日に開催された当社第８期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

２【報告内容】

（１）株主総会が開催された年月日

2022年６月24日

（２）決議事項の内容

第１号議案　定款一部変更の件

①監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設等、所要の変更を行う。

②会社法の一部を改正する法律の施行に伴い、株主総会参考書類等の内容の電子提供措置に関する規定の新設等、所要の変更を行う。

③産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行により、場所の定めのない株主総会の開催が認められたことに伴い、これに関する規定を追加する。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として、角川歴彦、松原眞樹、夏野剛、山下直久、村川忍、加瀬典子、川上量生、周欣寧、鵜浦博夫及びジャーマン・ルース　マリーを選任する。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役として、森泉知行、船津康次及び渡邊顯を選任する。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を、年額４億円以内（うち社外取締役分年額５千万円以内）とする。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額７千万円以内とする。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬の額及び内容の決定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役を対象に、業績連動型株式報酬制度に基づく報酬を支給する。

（３）決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	賛成率	決議の結果
第１号議案	1,166,437個	37,679個	0個	94.054%	可決
第２号議案					
角川歴彦	1,173,485個	30,634個	0個	94.622%	可決
松原眞樹	1,176,700個	27,420個	0個	94.881%	可決
夏野剛	1,164,855個	39,261個	0個	93.926%	可決
山下直久	1,173,271個	30,849個	0個	94.604%	可決
村川忍	1,199,171個	4,949個	0個	96.693%	可決
加瀬典子	1,176,789個	27,331個	0個	94.888%	可決
川上量生	1,176,381個	27,739個	0個	94.855%	可決
周欣寧	1,176,657個	27,463個	0個	94.877%	可決
鵜浦博夫	1,172,245個	31,873個	0個	94.522%	可決
ジャーマン・ルース マリー	1,179,875個	24,245個	0個	95.137%	可決
第３号議案					
森泉知行	1,179,022個	25,098個	0個	95.068%	可決
船津康次	1,134,403個	69,716個	0個	91.470%	可決
渡邊顯	1,162,987個	41,133個	0個	93.775%	可決
第４号議案	1,202,240個	1,845個	35個	96.940%	可決
第５号議案	1,202,187個	1,894個	35個	96.936%	可決
第６号議案	933,721個	269,624個	774個	75,289%	可決

（注）１．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の個数は1,240,177個であります。
２．第１号議案が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上の賛成であります。
３．第２号議案及び第３号議案が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。
４．第４号議案から第６号議案が可決されるための要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
５．棄権は、棄権の意思表示があったものであります。
６．賛成率は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の個数に対する比率であります。

（４）議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権行使期限までに書面またはインターネット等により行使された議決権及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを集計した結果、議案の可決要件を満たしていることから、株主総会当日に出席した株主のうち、賛成、反対、棄権に係る確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以　上